

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年7月19日

金 曜 日

第 3644 号

目 次

公 告

○特別保護地区の指針案の縦覧	1
○都市計画の図書の写しの縦覧	3
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	
○開発行為の工事完了	
○条件付き一般競争入札の実施	4
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	13

公 告

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成25年8月1日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成25年7月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

二上山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

高岡市東海老坂地内の北陸電力送電線氷見線と高岡市と氷見市との市界の交点を起点とし、同市界を北東進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同市道を北進し二上山郷土資料館に至り、同地から南に伸びる遊歩道を南進し林道城光寺線との交点に至り、同地から同林道を西進し同林道の分岐点に至り、同地から

同林道を西進し二上山遊歩道下二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を西進し二上山遊歩道上二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を南進し北陸電力送電線氷見線との交点に至り、同地から同送電線を北西進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同送電線を北北西進し起点に至る線で囲まれた一円の地域（別紙図面表示のとおり）。

3 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、能登半島国定公園の南端部に位置し、コナラやウラジロガシ、スギ等が繁茂しているゆるやかな丘陵地帯となっており、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の重要な経路に当たることから鳥獣保護区に指定されているが、この区域を特別保護地区に指定し、より積極的な鳥獣生息環境の保護を図る。

また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県高岡農林振興センター

高岡市産業振興部農地林務課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県高岡農林振興センター

（「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画第一種市街地再開発事業

（名称） 富山市総曲輪三丁目地区

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画通路

（名称） 2 0 1 富山駅南北自由通路線

2 0 2 富山駅東西自由通路 1 号線

2 0 3 富山駅東西自由通路 2 号線

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市荻生 789番外7筆			福井県坂井市丸岡町北横地第36号17番地1	株式会社大西土地建物

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院非常放送用設備改修工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の6 第 1 項の規定により公告します。

平成25年 7 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院非常放送用設備改修工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 電話・通信設備工事
- (4) 工事概要 富山県立中央病院の非常放送用設備の改修
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成26年 2 月 28 日まで
- (6) 予定価格 27,400,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有
- (8) その他

この工事の請負額については、富山県が先行発注した下記工事（以下、「現工事」という。）の受注者が現工事の工事完成日（工事完成届に記載された完成年月日をいう。）までにこの工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

ア 富山県立中央病院厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修電気設備工事

イ 富山県立中央病院厚生棟無停電電源装置設置工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (3) 富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、電気通信工事に係る総合数値が 700 点以上の者として登載され、かつ、電気工事の等級が A の者として登載されていること。
- (4) 入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3 箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。
- (5) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

ウ 配置予定の技術者（様式第 3 号）

エ 配置予定の技術者（様式第 3 号）に記載されている配置予定の技術者の有

する資格を証明するもの等

(2) 提出期間

平成25年7月22日（月）から平成25年7月29日（月）まで（富山県の休日を含める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

アからエまでの書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間の締切日までに必着。）方法により行うものとする。

4 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、平成25年7月29日（月）現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2に掲げる条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

5 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年7月19日（金）から平成25年8月9日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成25年8月2日（金）までに文書によ

り通知する。

7 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 平成25年8月2日（金）から平成25年8月7日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成25年8月9日（金）までに文書により行うものとする。

8 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成25年8月2日（金）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。
- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係
- (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 平成25年8月2日（金）から平成25年8月9日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）
- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、平成25年8月16日（金）までにその概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

9 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成25年8月21日（水）午前11時00分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院中央診療棟 5 階52会議室

10 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1 回とする。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。

(2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

12 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第 6 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 4 のただし書に規定する場合に該当する入札

14 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格

を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、5の公告に関する質問等及び8(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

下記の調達案件に係わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 調達案件名称 富山県立中央病院非常放送用設備改修工事

2. 履行期限 平成26年2月28日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

企業体名称 (共同企業体の場合)

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院非常放送用設備改修工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成 25 ・ 26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、電気通信工事に係る総合数値が 700 点以上の者として登載され、かつ、電気工事の等級が A の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3 箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。	(該当 ・ 非該当)
⑤入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑥会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第3号)

配置予定の技術者

業者名称

	(現場代理人・会社名)	(主任技術者等)	
技術者指名			
最終学歴			
法令による免許			
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)	

- (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記入すること。
- (2) 主任技術者等とは、電気通信工事業に係る主任技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事にあっては4,500万円)以上を下請契約して工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を置くこと。
- (3) 現場代理人と主任技術者等は兼務することができる。
- (4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)を持参すること。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 7 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 電子計算組織（魚津工業高等学校分）	一式
イ 電子計算組織（富山西高等学校分）	一式
ウ 電子計算組織（富山高等支援学校分）	一式
エ 電子計算組織（大門高等学校分）	一式
オ 電子計算組織（中央農業高等学校分）	一式
カ 電子計算組織（雄峰高等学校分）	一式
キ 電子計算組織（高岡商業高等学校分）	一式
ク 電子計算組織（入善高等学校分）	一式
ケ 電子計算組織（志貴野高等学校分）	一式
コ 電子計算組織（高岡高等支援学校分）	一式
サ 電子計算組織（南砺福野高等学校分）	一式
シ 電子計算組織（南砺福光高等学校分）	一式
ス 電子計算組織（となみ野高等学校分）	一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年12月 1 日から平成31年11月30日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(4)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係
電話 076-444-3431（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年7月19日から平成25年8月23日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時 平成25年7月25日 午後1時30分
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁南別館 463号会議室

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

- ア 電子計算組織（魚津工業高等学校分） 一式
〒937-0001 魚津市浜経田3338番地
富山県立魚津工業高等学校事務室
電話 0765-22-2577（直通）
- イ 電子計算組織（富山西高等学校分） 一式
〒939-2706 富山市婦中町速星 926番地
富山県立富山西高等学校事務室
電話 076-466-2156（直通）
- ウ 電子計算組織（富山高等支援学校分） 一式
〒933-2206 富山市坂本2600番地
富山県立富山高等支援学校事務室
電話 076-467-5560（直通）
- エ 電子計算組織（大門高等学校分） 一式
〒939-0234 射水市二口1番2号
富山県立大門高等学校事務室
電話 0766-52-5572（直通）
- オ 電子計算組織（中央農業高等学校分） 一式
〒930-1281 富山市東福沢2番地
富山県立中央農業高等学校事務室
電話 076-483-1911（直通）
- カ 電子計算組織（雄峰高等学校分） 一式
〒930-0009 富山市神通町二丁目12番20号
富山県立雄峰高等学校事務室
電話 076-441-4951（直通）

- キ 電子計算組織（高岡商業高等学校分） 一式
〒938-8510 高岡市横田 286番地
富山県立高岡商業高等学校事務室
電話 0766-21-4319（直通）
- ク 電子計算組織（入善高等学校分） 一式
〒939-0626 入善町入膳3963番地
富山県立入善高等学校事務室
電話 0765-72-1145（直通）
- ケ 電子計算組織（志貴野高等学校分） 一式
〒933-0023 高岡市末広町 1 番 7 号
富山県立志貴野高等学校事務室
電話 0766-22-3113（直通）
- コ 電子計算組織（高岡高等支援学校分） 一式
〒933-0987 高岡市東海老坂 950番地
富山県立高岡高等支援学校事務室
電話 0766-22-5158（直通）
- サ 電子計算組織（南砺福野高等学校分） 一式
〒939-1521 南砺市苗島 443番地
富山県立南砺福野高等学校事務室
電話 0763-22-2014（直通）
- シ 電子計算組織（南砺福光高等学校分） 一式
〒939-1654 南砺市福光 710番地
富山県立南砺福光高等学校事務室
電話 0763-52-2222（直通）
- ス 電子計算組織（となみ野高等学校分） 一式
〒932-0114 小矢部市清水95番地 1
富山県立となみ野高等学校事務室
電話 0766-61-2040（直通）

(5) 入札書の提出期限

平成25年8月30日 午後5時

(6) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

- ア 平成25年9月20日 午前9時
- イ 平成25年9月20日 午前9時15分
- ウ 平成25年9月20日 午前9時30分
- エ 平成25年9月20日 午前9時45分
- オ 平成25年9月20日 午前10時
- カ 平成25年9月20日 午前10時15分
- キ 平成25年9月20日 午前10時30分
- ク 平成25年9月20日 午前10時45分
- ケ 平成25年9月20日 午前11時
- コ 平成25年9月20日 午前11時15分
- サ 平成25年9月20日 午後1時
- シ 平成25年9月20日 午後1時15分
- ス 平成25年9月20日 午後1時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料に相当する金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Personal Computer Network System for teaching, 1 set.

(2) Your bid must be delivered not later than 5:00 p.m. on August 30, 2013

(3) Contact point for notification:

Educational Planning Division, Board of Education

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3431
